(d)　当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

g　提出会社が第19条第２項第12号の２に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結又はこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第５号に規定する純資産額の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(a)　これらの特約が付された金銭消費貸借契約の締結をしている場合には、次に掲げる事項

i　金銭消費貸借契約の締結をし、又はこれらの特約が付された年月日

ii　金銭消費貸借契約の相手方の属性

iii　金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

iv　これらの特約の内容

(b)　これらの特約が付された社債の発行をしている場合には、次に掲げる事項

i　社債の発行をし、又はこれらの特約が付された年月日

ii　社債の期末残高及び償還期限並びに社債に付された担保の内容

iii　これらの特約の内容

［(41)～(51)　略］

(52)　関係会社の情報

a　［略］

b　住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。

［ｃ～ｇ　略］

［(53)～(58)　略］

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［加える。］

［(41)～(51)　同左］

(52)　［同左］

a　［同左］

b　住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。

［ｃ～ｇ　同左］

［(53)～(58)　同左］

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿